

平成27年（行ウ）第429号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国（処分行政庁 外務大臣）

準備書面(6)

平成29年3月7日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

被告指定代理人

田原昭 

湯峯奈々子 

西永知史 

杉浦雅俊 

山崎智章 

村岡楓公 

宮野理子 

石川真由美 

柳田勝也 

第 1	本件文書 2 の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること	—3
第 2	本件文書 3 の各不開示部分（被告準備書面(3)第 1 の 2 の各項目に係る不開示部分）につき不開示情報該当性が認められること	—————17
第 3	本件文書 5 の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること	—20
第 4	本件文書 6 の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること	—48
第 5	結語	—————63

被告は、本準備書面において、本件文書2、3、5及び6の不開示部分に係る不
開示決定が適法であることについて、従前の主張を補充する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるほかは、従前の例による。

第1 本件文書2の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること

1 被告の平成28年6月30日付け準備書面(3)（以下「被告準備書面(3)」と
いう。）第1の1(1)ないし(5)それぞれのア及びイの各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件検証に係る報告書作成の進捗状況に関する現状
報告及びその後の検証作業を進めていく上での指摘事項が記載されている中
間報告について、当該中間報告が作成された時期、コメントを付した主体及
びそれまでの作業の状況とその結果（それまでに調査を行った文書に関する
情報（文書数等）や行った作業の内容、報告書（本件文書1）に盛り込むべ
きとされた主要な事項（項目））について記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分に係る情報は、本件検証に係る報告書（本件文書1）に
盛り込まれる主要な事項（項目）が加除修正されていく過程を詳細に記し
たものであって、ある時点で報告書に盛り込むべき内容として記載されて
いなかったものが新たに追加されたり、これとは反対に削除されたりした
経過が明らかとなるものであるから、いかなる内容が追加され、削除され
たのかを比較・検討することによって、我が国が本件検証を行う上で重要
視した視点、論点、関心事項等を推察することが可能となる。

この点、原告は、「報告書案文を加除修正した事実をもって、当然に、
『情報収集、分析能力等を推察することが可能になる』ことなどはない」
などとして、加除修正されたことは不開示の理由にならない旨主張する(原
告の平成28年9月30日付け準備書面(3)第1の3・5及び6ページ)。

しかしながら、本件文書2等における一連の加除修正は、当時我が国が有した情報と照らし合わせながら、当時我が国が行った判断等について検討が行われ、いかなる要素について、いかなる書きぶりで報告書（本件文書1）に記載するのが適当かという検討を行う過程で施されたものであるから、その検討過程がつまびらかとなれば、我が国の情報収集・分析能力を推察することが可能となるだけではなく、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等、及び、外務省内での議論を経てそれらの内容が変遷する態様がより明確な形で明らかになるといえる。そして、当該不開示部分の情報に含まれる加除修正の一部にも、本件検証に係る報告書に盛り込むべき主要な点についての修正が含まれており、それを見れば、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等、及び、外務省内での議論を経てそれらの内容が変遷する態様が明らかになるものである。

イ また、当該不開示部分には、調査を行った文書に関する情報やそれらを踏まえて行った作業の内容も含まれており、これを公にした場合、我が国の情報収集・分析手法の一端が明らかとなる。

ウ 加えて、当該中間報告が作成された時期が公にされることにより、本件文書1の作成に当たり我が国が行った検証プロセス（順序、展開）及びプロセスの内容、すなわち、いかなる検討過程を経て本件文書1が作成されたかについての詳細のうち、中間報告という節目の工程に関し、それがいかなる時期に、いかなる人物の関与の下、いかなる態様で行われたかが明らかになることから、我が国が安全保障及びそれに関連する問題についての意思決定を行うに当たり、我が国が具体的にどのような手順を踏むのか、ある重要な工程がいかなる時期に、いかなる人物の関与の下で、いかなる態様で行われるかを推察することができる。

エ したがって、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、あ

るいは、安全保障及びそれに関連する問題が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の重要な節目となる工程がどの時期に訪れるのか、いかなる人物が関与するのか、いかなる態様でその工程が行われるのかを正確に予測し、自国を利用する形での効果的な外交活動を行うことが可能となることから、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との交渉上不利益を被るおそれがある。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることについては、被告準備書面(3)第2の1(3)(12及び13ページ)で述べたとおりである。

イ 加えて、当該不開示部分には、中間報告においてコメントを付した主体を特定し得る情報も含まれており、公にした場合、当該者が本件検証についていかなる意見を寄せたかが明らかになるから、本件検証に関する情報を得ようとする者等からの不当な働きかけ(工作活動)が行われるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

上記(2)のとおり、当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等及び外務省内での議論を経てそれらの内容が変遷する態様がより明確な形で明らかになる上、我が国の情報収集・分析手法の一旦が明らかになるから、我が国の情報収集・分析能力等を推察することも可能となる。

そのため、将来的にいずれかの国が武力行使に至るという事態が生じ、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該不開示部分に係

る情報を、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項を推察し、更には我が国の今後の対応等を正確に予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

2 被告準備書面(3)第1の1(1)ないし(5)それぞれのウに係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件検証に係る報告書作成に係る中間報告を作成した後の作業を進めていくに当たっての指摘事項、すなわち、報告書に盛り込むべき重要な点（項目のみならず、具体的な内容も含まれている）の指摘が記載されており、その中には、対イラク武力行使支持を決定した当時の情報収集先や政府部内における検討過程及びその加除修正の過程も記されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分に係る情報は、本件検証に係る報告書に盛り込まれる主要な内容が加除修正されていく過程を詳細に記したものであって、前記1（被告準備書面(3)第1の1(1)ないし(5)それぞれのア及びイの各項目に係る不開示部分）と同様、ある時点で報告書に盛り込むべき内容として記載されていなかったものが新たに追加されたり、これとは反対に削除されたりした経過が明らかとなるものであるから、いかなる内容が追加され、削除されたのかを比較・検討することによって、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等を推察することが可能となる。しかも、当該不開示部分には、報告書に盛り込むべきとされる事項（項目）のみならず、その事項に関する具体的内容も含まれており、その具体的内容が加除修正されていく過程がつまびらかとなるものであるから、公にすることにより、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等を推察することが一層可能となるものである。したがって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との交渉上不利益を被

るおそれがある。

イ また、当該不開示部分に係る情報には、情報収集先である関係国等に係る記載も含まれていることから、公にした場合、安全保障に関する問題はもとより、我が国と何らかの問題で緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

ウ さらに、上記イのとおり、当該不開示部分に係る情報には、情報収集先である関係国等に係る記載も含まれていることから、公にした場合、当該関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがある。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることについては、被告準備書面(3)第2の1(3)(12及び13ページ)で述べたとおりである。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等及び外務省内での議論を経てそれらの内容が変遷する態様がより明確な形で明らかになる上、我が国の情報収集・分析手法の一端が明らかになるから、我が国の情報収集・分析能力等を推察することも可能となる。

そのため、将来的にいずれかの国が武力行使に至るという事態が生じ、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、当該不開示部分に係る情報を、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項を推察し、更には我が国の今後の対応等を正確に予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

イ また、上記(2)イのとおり、情報収集先である関係国等に係る記載も含まれており、公にした場合、我が国の情報収集源が明らかとなるから、安全保障に関する問題はもとより、我が国と何らかの問題で緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがある。このことは、我が国の外交交渉事務の適正な遂行に支障が生じることの根拠となるものである。

ウ さらに、当該不開示部分に係る情報を公にすると、今後、情報提供者からの協力を得ることが困難となり、我が国政府の情報収集事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 被告準備書面(3)第1の1(6)、(8)及び(11)の各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件文書1を作成する過程で作成された以下の内容が含まれる。

ア 関係部局による報告書案に関するコメント。特に、「形式に関するコメント」においては、具体的な他国要人の発言を取り上げつつ、その記載ぶりについて修正を求めており、また、「報告書の内容についてのコメント」においては、具体的な案文の記述をとりあげつつ、より詳細な説明を記載すべき旨求める記述が含まれている（被告準備書面(3)第1の1(6)の項目に係る不開示部分）。

イ 関係部局による報告書案に関するコメント、修正内容を付した案文及び報告書の構成案。その中には、我が国の当時の情報収集能力に鑑み、報告書の記載内容の変更を求めるコメントが記載されている（同(8)の項目に係る不開示部分）。

ウ 外務省高官による報告書案に関するコメント及びそれに対する担当者の意見。その中には、検証の対象や報告書に記載すべき内容に関するコメントが含まれている（同(11)の項目に係る不開示部分）。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

- ア 当該不開示部分を開示した場合、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があることについては、被告準備書面(3)第2の2(2)(14及び15ページ)で述べたとおりである。
- イ これに加えて、上記(1)のとおり、当該不開示部分には、本件検証に係る報告書の案文について、それがそのまま報告書に記載されることになった場合に生じる懸念を踏まえ、削除等の修正を施すべきこと、及び、記載を追加(説明の充実)すべき旨求めることなどが記載されており、これが公にされた場合、報告書の最終版である本件文書1と、当該不開示部分におけるコメントを比較対照することによって、いかなる懸念ないし問題意識を踏まえて報告書が作成されるに至ったかが明らかになるものであるから、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等を把握することが可能となる。

加えて、被告準備書面(3)第1の(11)の項目に係る不開示部分については、対イラク武力行使支持に至る意思決定過程についても言及されていることから、我が国がいかなる過程を経て対イラク武力行使支持との意思決定に至ったかの一端が明らかとなる。

そのため、将来的にいずれかの国が武力行使に至るという事態が生じ、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が、当該不開示部分に係る情報を、我が国政府の政策検討上の関心事項を推察し、更には我が国の今後の対応等を正確に予測するために用いることが可能となる。

- ウ さらに、本件検証についてどの部局の資料が検討対象とされたかを明らかにすること自体、我が国が対イラク武力行使の問題やイラク情勢を含む中東情勢について、どのような視点や関心を有しているかを推察することを可能とすることとなるから、イラク及びその周辺国その他の関係国との

間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

エ よって、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることについては、被告準備書面(3)第2の2(3)(15及び16ページ)で述べたとおりである。

イ これに加えて、被告準備書面(3)第1の1(11)の項目に係る不開示部分には、外務省高官個人が特定される情報が含まれており、公にした場合、当該者が本件検証についていかなる意見を寄せたかが明らかになるから、本件検証に関する情報を得ようとする者等からの不当な働きかけ(工作活動)が行われるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、被告準備書面(3)第2の2(4)(16及び17ページ)で述べたとおりである。また、上記(2)で述べたことは、我が国の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることの根拠にもなるものである。

4 被告準備書面(3)第1の1(7)に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、本件文書1を作成する過程で作成された本件検証に係る報告書の案文であって、案文に対する修正案の記載も含まれており、その中には、修正コメントを付した主体を特定し得る記載もある。なお、当該不

開示部分には、本件文書1に含まれている参考資料は含まれていない。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分は、本件文書1の案文であって、本件文書1の不開示部分に係る情報内容と重なる内容が相当程度含まれるから、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、被告準備書面(2)第3(6ないし41ページ)及び被告の平成28年12月13日付け準備書面(5)(以下「被告準備書面(5)」という。)第2(7ないし64ページ)において述べた、本件文書1の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係を損なうおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

イ また、被告準備書面(3)第2の1(2)ア(イ)(12ページ)でも述べたとおり、当該不開示部分に係る情報は、報告書案文の具体的な内容及びその案文に加除修正が施されたものであるところ、加除修正の一部には、それまで記載されていなかった点について追記を求めるコメントも含まれており、かかるコメントを見れば、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等を容易に把握することができる。そのため、将来的にいずれかの国が武力行使に至るという事態が生じ、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、関係国が、当該不開示部分に係る情報を、我が国政府の政策検討上の関心事項を推察し、更には我が国の今後の対応等を正確に予測するために用いることが可能となり、我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、本件文書1の案文であって、加筆を求めるコメントも付されたものであることに照らせば、開示された場合に生じる政府部内の率直な意見交換に対する萎縮効果が本件文書1に比しても一層大きい上、コメントの主体を特定し得る情報も含まれており、公にすることによ

り、外務省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

当該不開示部分は、本件文書1の案文であるから、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、被告準備書面(2)第3(6ないし41ページ)及び被告準備書面(5)第2(7ないし64ページ)において述べた、本件文書1の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。更に言えば、当該不開示部分には、報告書の案文に対する加筆を求めるコメントが含まれており、上記(2)イのとおり、当該コメントを見れば、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等を容易に把握することができるのであって、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事態が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、関係国が当該情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあり、その支障を及ぼすおそれの程度は、本件文書1と比しても一層大きいといえる。

5 被告準備書面(3)第1の1(9)、(10)、(15)ないし(26)に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件文書1を作成する過程で作成された、本件検証に係る報告書の目的・検証対象、報告書の項目立てに関する考え方、各項目に係る文書その他の資料の列挙とその具体的な記載内容(案文を作成する段階で調査・収集された一次資料の引用も含む)、具体的な文案及びこれらに対するコメント、作成日付等を記載した報告書のイメージ案(案文作成に至る前段階で作成された報告書の構成案。被告準備書面(3)第1の1(9)、(10)、(15)ないし(25)に係る不開示部分)、上記報告書のイメージ案に記載された文案等を更に具体化して文章形式で記述した本件検証に係る報告書案

(同(26)に係る不開示部分)である。

また、報告書の目的・検証対象、報告書の項目立てに関する考え方に関する記載においては、例えば、本件文書1の項目「国際社会の情勢」において示されている、我が国が当時のイラク情勢をめぐる諸事情の中からどの国・地域・側面に焦点を当てていたかということが示唆される情報が既に記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア(ア) 上記(1)で述べた当該不開示部分の情報内容を踏まえれば、被告準備書面(5)第2(7ないし64ページ)において述べた本件文書1の各項目の不開示理由として説明した諸点に該当することは明らかである。

(イ) このうち、報告書の目的・検証対象、報告書の項目立てに関する考え方に関する記載についても、外務省が当時のイラク情勢をめぐる諸事情の中から、どの国・地域・側面に焦点を当てていたかが示唆される情報が併せて記載されているのであるから、これらを併せて参照すれば、大量破壊兵器の問題等のイラク情勢をめぐる当時の我が国の検討の視点や関心の対象、及びこれらの国・地域の情勢が我が国の政策決定に与えた影響等を推察することが可能となる。

(ウ) また、加除修正の一部には、報告書の構成の主要な点を修正すべき旨や、あるテーマについて加筆すべき旨指摘するコメントも含まれており(被告準備書面(3)第1の1(15)、(16)、(25)に係る不開示部分)、それらを参照することによって、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等、及び、外務省内での議論を経て時期を追うごとにそれらの内容が変遷する態様が明らかになる。

(エ) さらに、当該不開示部分には、案文を作成する段階で調査された一次資料の作成日付、標目及び記載されている情報内容の要旨のみならず、情報内容そのものの引用も含まれているところ(同(17)ないし(21)、(2

3)ないし(25)に係る不開示部分), かかる引用はもちろんのこと, 情報内容の要旨の記載についても, その詳細度は, 本件文書1に記載されている本件検証を行うに当たって外務省が参考にした各種資料の内容と比しても格別のものがあり, 当該不開示部分の情報内容を参照すれば, 情報収集先や収集した具体的な情報内容を把握することができることから, 我が国政府の情報源・情報収集能力が明らかとなる。また, 不開示部分には情報収集の行われた日時も記載されていることから, 情報収集先や収集した内容と併せて, 対イラク武力行使の問題に関する検討・意思決定のために作成された資料の内容及び作成時期をある程度把握することができ, 対イラク武力行使の問題に係る検討・意思決定過程の概略が明らかとなる。

(オ) 以上のことからすれば, 当該不開示部分に係る情報を公にすることにより, 将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し, 我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合, 当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が, 我が国政府の政策検討・意思決定の手法, 政策検討上の関心事項, 更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となるほか, 我が国の情報収集・分析能力等を推察することも可能となることから, 他国との交渉上不利益を被るおそれがある上, 我が国の安全が害されるおそれがある。

イ また, 当該不開示部分に係る情報には, 情報収集先の記載も含まれていることから, 安全保障に関する問題はもとより, 我が国と何らかの問題で緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがある上, 我が国の安全が害されるおそれがある。

ウ さらに, 上記ア(エ)で述べた, 案文を作成する段階で調査された一次資料の標目のうち, 関係国・機関の高官の名前や肩書を記したものについては, 当該高官から特定の時期に情報提供がなされたことが判別されるもの

であり、公にすることにより、当該関係国・機関との信頼関係が損なわれるおそれ大きい。

(3) 情報公開法 5 条 5 号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、本件文書 1 のイメージ案や案文であって、加除修正についてのコメントも付されたものであることに照らせば、開示された場合に生じる政府部内の率直な意見交換に対する萎縮効果が本件文書 1 に比しても一層大きく、公にすることにより、外務省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分は、本件文書 1 のイメージ案や案文であるから、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、被告準備書面(2)第 3 (6 ないし 4 1 ページ) 及び被告準備書面(5)第 2 (7 ないし 6 4 ページ) において述べた、本件文書 1 の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。更に言えば、当該不開示部分には、報告書の案文に対する加除修正が含まれており、当該コメントを見れば、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等を容易に把握することができるのであって、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事態が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が当該情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあり、その支障を及ぼすおそれの程度は、本件文書 1 と比しても一層大きいといえる。

イ 加えて、上記(2)で述べたとおり、当該不開示部分には、案文を作成する段階で調査された一次資料の具体的情報、及び情報収集先の記載が含まれており、公にすることにより、我が国の情報収集能力及び情報収集源が明らかとなるから、前記 2 (4)で述べたのと同様、我が国の今後の外交交

涉事務に支障を及ぼすおそれがある。

6 被告準備書面(3)第1の(12)ないし(14)及び(27)ないし(29)の各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件文書1の作成に関するスケジュール及びスケジュール策定に関連する事項、すなわち、いかなる時期にいかなる作業を行うべきか、それはどの程度の期間を要するものであるのか、いかなる時期にどのような文書を作成するか、どのような主体が参加して会議を行うべきかが記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性（追加主張）

当該不開示部分には、本件文書1の作成に関するスケジュール等が記載されているところ、当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、本件文書1の作成に当たり我が国が行った検証のプロセス（順序、展開）及びプロセスの内容、すなわち、いかなる検討過程を経て本件検証が行われ、本件文書1が作成されたかについての詳細が明らかとなることから、我が国が安全保障及びそれに関連する問題についての意思決定を行うに当たり、我が国が具体的にどのような手順を踏むのか、どれくらいの期間をかけて特定の作業を行うのかといった我が国の意思決定の具体的過程が推察されることとなる。また、この種のプロセスにどのような人物がどのような形で関わっていたかが明らかとなることから、我が国の安全保障及びそれに関連する問題についての関係国との交渉において、誰がどのような情報を把握しており、誰に働きかけを行えば自国に有利な効果が得られるかを推察することが可能となる。

そのため、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、あるいは、安全保障及びそれに関連する問題が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の

手法等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる。

したがって、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれ及び我が国の安全が害されるおそれがある。

(3) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、本件文書1の作成に当たり我が国が行った検証のプロセス（順序、展開）及びプロセスの内容、すなわち、いかなる検討過程を経て本件検証が行われ、報告書が作成されたかについての詳細が明らかになるものであって、ひいては、安全保障及びそれに関連する問題について我が国がどのような検討過程を経た上で政策の策定を図るのが明らかとなるものである。本件検証に関するスケジュールに係る情報が明らかとなれば、関係国が、当該不開示部分に係る情報を手がかりとして、いかなる時期であれば我が国がどの段階までの検討を進めているのか、今後いかなる手順を踏んで政策が策定されるのか、その場合の所要期間はどれくらいかなどを推し量ることが可能となり、殊に安全保障及びそれに関連する問題についての関係国との交渉において、関係国が当該不開示部分に係る情報を参考として用いることにより、我が国の今後の対応を推察することが可能となることから、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第2 本件文書3の各不開示部分（被告準備書面(3)第1の2の各項目に係る不 開示部分）につき不開示情報該当性が認められること

1 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、未定稿の本件検証に係る報告書の案文及び案文に対す

る加除修正やコメント、作成日付及び作成者（外務省高官）等が記載されている。なお、加除修正が施された箇所は極めて多岐にわたっており、その中にはいわゆる「てにをは」の形式的な修正にとどまるものも含まれているが、多くは実質的な修正（例えば、関係国の国内情勢に係る文章を挿入する、我が国が現実に採った対応について、その対応を執った理由を追記する、あるいは、一文ないし段落全体を削除するなど）が施されているものである。

2 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

(1) 上記1で述べた当該不開示部分の記載内容を踏まえれば、被告準備書面(5)第2（7ないし64ページ）において述べた本件文書1の各項目の不開示理由として説明した諸点に該当することは明らかである。

(2) また、加除修正の一部には、新たな視点を提示したり、記載の理由ないし必要性を問うたりするコメントや、ある項目に関する記載の中で大きく構成を変えるべきとのコメントも含まれており、それを参照することによって、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等、及び、外務省内での議論を経てそれらの内容が変遷する態様が明らかになる。

さらに、当該不開示部分に係る情報が明らかとなれば、その加除修正内容と、本件検証に係る報告書の最終版である本件文書1とを比較検討することにより、我が国が一貫して重視した事実関係は何か、あるいは格別重要視しなかった事実関係は何かを容易に把握することができる上、案文の段階では記載されていたが最終的に本件文書1には記載されなかった事実関係や我が国の認識ないし評価を抽出することによって、本件文書1のみからではうかがい知れない我が国政府の事実認識や評価を把握することが可能となる。

したがって、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関

心事項、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となるほか、我が国の情報収集・分析能力等を推察することも可能となることから、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

3 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

(1) 当該不開示部分に係る情報が、本件文書1の案文及び案文に対する加除修正やコメントであることに照らせば、開示された場合に生じる政府部内の率直な意見交換に対する萎縮効果が本件文書1に比しても一層大きく、公にすることにより、外務省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(2) また、当該不開示部分には、外務省高官個人が特定される情報が含まれており、公にした場合、当該者が本件検証についていかなる意見を寄せたかが明らかになるから、本件検証に関する情報を得ようとする者等からの不当な働きかけ（工作活動）が行われるおそれがある。

4 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

(1) 当該不開示部分は、本件文書1の案文等であるから、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、被告準備書面(2)第3（6ないし41ページ）及び被告準備書面(5)第2（7ないし64ページ）において述べた、本件文書1の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 更に言えば、当該不開示部分には、報告書の案文に対する加除修正が含まれており、当該コメントを見れば、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等を容易に把握することができるのであって、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事態が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が当該情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそ

れがあり、その支障を及ぼすおそのの程度は、本件文書1と比しても一層大きいといえる。

第3 本件文書5の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること

- 1 被告準備書面(4)第1の2(1)ア及びイ、(2)ア及びイ、(3)ア及びイ、(16)イ、(17)ア及びイ、(18)ア及びイ、(20)ア及びイ、(26)ア及びイ、(28)ア及びイ、(29)ア及びイの各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件文書1を作成する過程で作成された以下の内容が含まれる。

ア 作業の具体的な内容やそれに関わる人物の記載も含む、本件文書1の作成に関するスケジュール及びそれに付された担当者のコメント（被告準備書面(4)第1の2(1)ア及びイ、(2)ア及びイ、(18)ア及びイ、(20)ア及びイ、(28)ア及びイ、(29)ア及びイ）。

イ 作業の具体的な内容やそれに関わる人物の記載も含む、本件文書1の作成に関する、上記アと比してより詳細なスケジュール、それに付された担当者のコメント及び実際の経過（過程）（同(16)イ）

ウ 作業の具体的な内容やそれに関わる人物の記載も含む、本件文書1の作成に関する、上記ア及びイと比してより詳細なスケジュール及びそれに付された担当者のコメント（同(3)ア及びイ、(17)ア及びイ、(26)ア及びイ）

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性（追加主張）

当該不開示部分には、本件文書1の作成に関するスケジュール等が記載されているところ、当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、本件文書1の作成に当たり我が国が行った検証のプロセス（順序、展開）及びプロセスの内容、すなわち、いかなる検討過程を経て本件検証が行われ、本件文書1が作成されたかについての詳細が明らかとなることから、安全保障及

びそれに関連する問題についての意思決定を行うに当たり、我が国が具体的にどのような手順を踏むのか、どれくらいの期間をかけて特定の作業を行うのかといった我が国の意思決定の具体的過程が推察されることとなる。また、この種のプロセスにどのような人物がどのような形で関わっていたかが明らかとなることから、我が国の安全保障及びそれに関連する問題についての関係国との交渉において、誰がどのような情報を把握しており、誰に働きかけを行えば自国に有利な効果が得られるかを推察することが可能となる。

そのため、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、あるいは、安全保障及びそれに関連する問題が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる。

したがって、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれ及び我が国の安全が害されるおそれがある。

(3) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、本件文書1の作成に当たり我が国が行った検証のプロセス（順序、展開）及びプロセスの内容、すなわち、いかなる検討過程を経て本件文書1が作成されたかについての詳細が明らかとなることから、安全保障及びそれに関連する問題についての意思決定を行うに当たり、我が国が具体的にどのような手順を踏むのか、どれくらいの期間をかけて特定の作業を行うのかといった我が国の意思決定の具体的過程が推察されることとなる。また、この種のプロセスにどのような人物がどのような形で関わっていたかが明らかとなることから、我が国の安全保障及びそれに関連する問題についての関係国との交渉において、誰がどのような情報を把握しており、誰に働きかけを行えば自国に有利な効果が得られるかを推察することが可能となる。

そのため、我が国の安全保障及びそれに関連する問題が生じた場合、関係国との交渉において、関係国が当該不開示部分に係る情報を参考として用いることにより、我が国の今後の対応を推察することが可能となることから、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

2 被告準備書面(4)第1の2(4)ア、オ及びカ、(16)ウ③、(21)ア、オ及びカ、(25)イ③、(30)イ③の各項目並びに(4)イ及び(21)イに係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件文書1の作成に関するスケジュールのうち、特に重要な節目となる諸段階の工程につき、その工程がいかなる時期に、いかなる人物の関与の下、いかなる態様で行われる予定であるかが記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性（追加主張）

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、本件文書1の作成に当たり我が国が行った検証のプロセス（順序、展開）及びプロセスの内容、すなわち、いかなる検討過程を経て本件文書1が作成されたかについての詳細のうち、特に重要と考えられる節目の工程に関し、それがいかなる時期に、いかなる人物の関与の下、いかなる態様で行うことが予定されていたかが明らかとなることから、安全保障及びそれに関連する問題についての意思決定を行うに当たり、我が国が具体的にどのような手順を踏むのか、ある重要な工程がいかなる時期に、いかなる人物の関与の下で、いかなる態様で行われるかを推察することが可能となる。

そのため、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、あるいは、安全保障及びそれに関連する問題が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の

重要な節目となる工程がどの時期に訪れるのか、いかなる人物が関与するのか、いかなる態様でその工程が行われるのかを正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる。

したがって、公にすることにより、これらの他国との交渉上不利益を被るおそれ及び我が国の安全が害されるおそれがある。

(3) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、本件文書1の作成に当たり我が国が行った検証のプロセス（順序、展開）及びプロセスの内容、すなわち、いかなる検討過程を経て本件文書1が作成されたかについての詳細のうち、特に重要と考えられる節目の工程に関し、それがいかなる時期に、いかなる人物の関与の下、いかなる態様で行うことが予定されていたかが明らかとなることから、安全保障及びそれに関連する問題についての意思決定を行うに当たり、我が国が具体的にどのような手順を踏むのか、ある重要な工程がいかなる時期に、いかなる人物の関与の下で、いかなる態様で行われるかを推察することが可能となる。そのため、我が国の安全保障及びそれに関連する問題についての関係国との交渉において、関係国が当該不開示部分に係る情報を参考として用いることにより、我が国の今後の対応を推察することが可能となることから、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 被告準備書面(4)第1の2(11)及び(31)の各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件文書1の作成に関するスケジュール策定の前提となった、本件検証開始に至る経緯、すなわち、何を契機としていかなる事項が検討され、また、それにいかなる人物が関わっていたかが記載されてい

る。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性（追加主張）

当該不開示部分には、本件文書1の作成に関するスケジュール策定の前提となった、本件検証開始に至る経緯が記載されているところ、当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国の安全保障及びそれに関連する問題について、我が国がある事項を決定し、又は決定しない諸条件の一部が明らかとなる。そのため、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、あるいは、我が国の安全保障及びそれに関連する問題が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる。

したがって、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれ及び我が国の安全が害されるおそれがある。

(3) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

当該不開示部分には、本件文書1の作成に関するスケジュール策定の前提となった、本件検証開始に至る経緯が記載されているところ、当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国の安全保障及びそれに関連する問題について、我が国がある事項を決定し、又は決定しない諸条件の一部が明らかとなる。そのため、我が国の安全保障及びそれに関連する問題についての関係国との交渉において、関係国が当該不開示部分に係る情報を参考として用いることにより、我が国の今後の対応を推察することが可能となることから、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- 4 被告準備書面(4)第1の2(4)ウ、キ、(8)エ、(16)ウ②及びエ、(21)ウ、キ、(25)イ②及びウ、(28)ウ、(29)ウ、(30)イ②及びウの各項目並びに(35)に係る

不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、検証チームの体制や、チーム構成員のうち、全体総括者を除く構成員等本件検証に関わった職員の氏名及び当時の肩書、経歴が記載されている。なお、当該不開示部分については、被告準備書面(4)第3の2(28ページ)でも触れたところであるが、本項4の表題に記載したことを踏まえると、被告準備書面(4)第3の2の表題において「前記第1の2(4)ウ、エ、キ」及び「(21)ウ、エ、キ」とあるのは、それぞれ「前記第1の2(4)ウ、キ」及び「(21)ウ、キ」の誤りであるので、訂正する。

(2) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 本件文書1が、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであることは、被告準備書面(5)第2の1(8ページ)で述べたとおりであり、被告準備書面(4)第3の2(2)(28及び29ページ)で述べたとおり、公にすることにより、同省内の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

なお、石川和秀在アメリカ合衆国大使館特命全権公使の氏名及び肩書に関しては、検証体制に関して可能な限りの説明を国民に対して行うとの観点から、全体を総括する者であったため、同人の氏名及び肩書のみ公開したものであり、他の構成員に関しては事情が異なる。

イ また、当該検証チーム構成員は、当該検証に際して行われた議論の全体を把握している者であり、誰がどのような意見を述べたのかが明らかにならない場合であっても、本件検証に関する情報を得ようとする者等から構成員に対して不当な働きかけ(工作活動)が行われるおそれ存在する。

ウ さらに、当時の肩書が公開されることとなれば、この種の作業が行われる際に関与する人員の所属部署が推定されることとなり、将来同種の作業が行われる際に外交工作の対象とすべき人員が推測され、外務省内の外交

交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換が困難となり、今後の政府部内における協議、検討、検証等の事務を行うに際し、多大な支障が生ずることとなるだけでなく、現在その地位に就く者に引継ぎがなされていることを前提に、本件検証に関する情報を得ようとする者等から、当該職員に対して不当な働きかけが行われ得る。

エ したがって、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(3) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、被告準備書面(4)第3の2(4)(29ページ)で述べたことに加え、当時の肩書や経歴が公開されることとなれば、この種の作業が行われる際に関与する人員の所属部署が推定されることとなり、将来同種の作業が行われる際に外交工作の対象とすべき人員が推測され、外務省内の外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換が困難となり、今後の政府部内における協議、検討、検証等の事務を行うに際し、多大な支障が生ずることとなるだけでなく、現在その地位に就く者に引継ぎがなされていることを前提に、本件検証に関する情報を得ようとする者等から、当該職員に対して不当な働きかけが行われ得る。

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

5 被告準備書面(4)第1の2(7)の項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、外務省高官による報告書案に関するコメント及びそれに対する担当者の意見、特に、検証の対象や報告書に記載すべき内容に関するコメントが含まれている。また、当該不開示部分が記載された書面の配布先である本件検証チームの構成員の名前及び肩書も記載されている。なお、当該不開示部分に係る情報内容は、本件文書2のうち、被告準備書面(3)第

1の1(11)の項目に係る情報内容と同一である(ただし、本件検証チームの構成員の名前及び肩書については、本件文書2の上記項目には記載されていない)。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

当該不開示部分には、外務省高官による、本件検証に係る報告書に盛り込むべき内容についての言及が記載されており、これが公にされた場合、報告書の最終版である本件文書1と、当該不開示部分におけるコメントを比較対照することによって、いかなる問題意識を踏まえて報告書が作成されるに至ったかが明らかになる上、対イラク武力行使支持に至る意思決定過程についても言及されていることから、我が国がいかなる過程を経て対イラク武力行使支持との意思決定に至ったかの一端が明らかとなる。そのため、将来的にいずれかの国が武力行使に至るという事態が生じ、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が、当該不開示部分に係る情報を、我が国政府の政策検討上の関心事項を推察し、更には我が国の今後の対応等を正確に予測するために用いることが可能となり、我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることは、被告準備書面(3)第2の2(3)(15及び16ページ)で述べたとおりである。

これに加えて、前記第1の3(3)で述べたとおり、当該不開示部分には、外務省高官個人が特定される情報が含まれており、公にした場合、当該者が本件検証についていかなる意見を寄せたかが明らかになるから、本件検証に関する情報を得ようとする者等からの不当な働きかけ(工作活動)が

行われるおそれがある。

イ また、当該不開示部分には、本件検証チーム構成員の名前及び肩書が記載されているところ、当該構成員は、本件検証に際して行われた議論の全体を把握している者であり、誰がどのような意見を述べたのかが明らかにならない場合であっても、本件検証に関する情報を得ようとする者等から構成員に対して不当な働きかけ（工作活動）が行われるおそれが存在する。

さらに、当時の肩書が公開されることとなれば、この種の作業が行われる際に関与する人員の所属部署が推定されることとなり、将来同種の作業が行われる際に外交工作の対象とすべき人員が推測され、外務省内の外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換が困難となり、今後の政府部内における協議、検討、検証等の事務を行うに際し、多大な支障が生ずることとなるだけでなく、現在その地位に就く者に引継ぎがなされていることを前提に、本件検証に関する情報を得ようとする者等から、当該職員に対して不当な働きかけが行われ得る。

加えて、今後、何らかの検証等を行う場合において、いずれは構成員等の氏名等が公開されることを想定せざるを得なくなる結果、構成員等から忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、このような事態になれば今後の政府部内での協議、検討、検証等において率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

ウ したがって、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、被告準備書面(3)第2の2(4)(16及び17ページ)で述べたとおりである。また、上記(2)で述べたことは、我が国の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることの

根拠にもなるものである。

6 被告準備書面(4)第1の2(15)、(16)ア及び(23)の各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、本件文書1を作成する過程で作成された、本件検証に係る報告書の目的・検証対象、報告書の項目立てに関する考え方、各項目に関係する文書その他の資料の列挙とその具体的な記載内容（案文を作成する段階で調査・収集された一次資料の引用も含む）、具体的な文案及びこれらに対するコメント、コメントを付した主体を特定し得る情報等を記載した報告書のイメージ案（案文作成に至る前段階で作成された報告書の構成案）である。

また、報告書の目的・検証対象、報告書の項目立てに関する考え方に関する記載においては、例えば、報告書中の項目「国際社会の情勢」において示されている、我が国が当時のイラク情勢をめぐる諸事情の中からどの国・地域・側面に焦点を当てていたかということが示唆される情報が既に記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア(ア) 上記(1)で述べた当該不開示部分の記載内容を踏まえれば、被告準備書面(5)第2（7ないし64ページ）において述べた本件文書1の各項目の不開示理由として説明した諸点に該当することは明らかである。

(イ) このうち、報告書の目的・検証対象、報告書の項目立てに関する考え方に関する記載についても、外務省が当時のイラク情勢をめぐる諸事情の中から、どの国・地域・側面に焦点を当てていたかが示唆される情報が併せて記載されているのであるから、これらを併せて参照すれば、大量破壊兵器の問題等のイラク情勢をめぐる当時の我が国の検討の視点や関心の対象、及びこれらの国・地域の情勢が我が国の政策決定に与えた影響等を推察することが可能となる。

- (ウ) また、加除修正の一部には、報告書の構成の主要な点を修正すべき旨や、あるテーマについて加筆すべき旨指摘するコメントも含まれており、それを参照することによって、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等、及び、外務省内での議論を経てそれらの内容が変遷する態様が明らかになる。
- (エ) さらに、当該不開示部分には、案文を作成する段階で調査された一次資料の作成日付、標目及び記載されている情報内容の要旨のみならず、情報内容そのものの引用も含まれている(被告準備書面(4)第1の2(23)イないしエの各項目に係る不開示部分)ところ、かかる引用はもちろんのこと、情報内容の要旨の記載についても、その詳細度は、本件文書1に記載されている本件検証を行うに当たって外務省が参考にした各種資料の内容と比しても格別のものがあり、当該不開示部分において記載された内容を参照すれば、情報収集先や収集した具体的な情報内容を把握することができることから、我が国政府の情報源・情報収集能力が明らかとなる。また、上記不開示部分には情報収集の行われた日時も記載されていることから、情報収集先や収集した内容と併せて、対イラク武力行使の問題に関する検討・意思決定のために作成された資料の内容及び作成時期をある程度把握することができ、対イラク武力行使の問題に係る検討・意思決定過程の概略が明らかとなる。
- (オ) 以上のことからすれば、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となるほか、我が国の情報収集・分析能力等を推察することも可能となることから、他国との交渉上不利益を被るおそれがある

る上、我が国の安全が害されるおそれがある。

イ また、当該不開示部分に係る情報には、情報収集先の記載も含まれていることから（被告準備書面(4)第1の2(23)イないしエの各項目に係る不開示部分）、公にした場合、安全保障に関する問題はもとより、我が国と何らかの問題で緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

ウ さらに、上記ア(エ)で述べた、案文を作成する段階で調査された一次資料の標目のうち、関係国・機関の高官の名前や肩書を記したものについては、当該高官から特定の時期に情報提供がなされたことが判別されるものであり、公にすることにより、当該関係国・機関との信頼関係が損なわれるおそれ大きい。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分に係る情報が、本件文書1のイメージ案や案文であって、加除修正についてのコメントも付されたものであることに照らせば、開示された場合に生じる政府部内の率直な意見交換に対する萎縮効果は本件文書1に比しても一層大きく、公にすることにより、外務省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

イ また、当該不開示部分には、コメントを付した主体が特定される情報が含まれており、公にした場合、当該者が本件検証についていかなる意見を寄せたかが明らかになるから、本件検証に関する情報を得ようとする者等からの不当な働きかけ（工作活動）が行われるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分は、本件文書1を作成するに当たり外務省が作成した本件文書1のイメージ案や案文であるから、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、被告準備書面(2)第3（6ないし41ページ）及び被告準備書面(5)第2（7ないし64ページ）において述べた、本件文書1

の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。更に言えば、当該不開示部分には、報告書の案文に対する加除修正が含まれており、当該コメントを見れば、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等を容易に把握することができるのであって、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事態が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、関係国が当該情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあり、その支障を及ぼすおそれの程度は、本件文書1と比しても一層大きいといえる。

イ 加えて、上記(2)ア(エ)で述べたとおり、当該不開示部分には、案文を作成する段階で調査された一次資料の具体的情報、及び情報収集先の記載が含まれており、公にすることにより、我が国の情報収集能力及び情報収集源が明らかとなるから、前記2(4)で述べたのと同様、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

7 被告準備書面(4)第1の2(1)エ及びオ、(2)エ、(3)ウ及びエ、(12)アないしエ、(14)アないしエ、(17)ウ及びエ、(18)エ及びオ、(20)エ及びオ、(26)ウ及びエ、(27)イ及びウ、(28)エ、(29)エ、(32)イ及びウの各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件文書1を作成する過程で作成された以下の内容が記載されている。

ア 本件検証作業を始めるに際して検討され、その後の本件文書1の作成過程において考慮された論点リスト等であって、調査対象文書の特定やインタビュー調査の内容を検討するに当たって用いられた論点及びその具体的な例示、更には論点となると予想された点に関する留意事項(第1の2(1)エ及びオ、(2)エ、(3)エ、(12)エ、(14)エ、(17)エ、(18)エ及びオ、(20)

エ及びオ、(26)エ、(27)ウ、(28)エ、(29)エ、(32)ウ)

イ 本件検証作業を始めるに際して検討され、その後報告書作成過程において考慮された論点、視点であって、調査対象文書の特定やインタビュー調査の内容を検討するに当たって用いられた論点（各論点に関係する文書その他の資料の列挙、その具体的な記載内容（案文を作成する段階で調査・収集された一次資料の引用も含む）及びこれら論点に対する担当官によるコメントの記載を含む）（同(3)ウ、(17)ウ、(26)ウ）

ウ 本件検証作業を始めるに際して検討され、検証の目的・対象とそれに応じた大まかな論点を提示する役割を担うことでその後の検証過程を規定した検証のスコープ（同(12)アないしウ、(14)アないしウ、(27)イ、(32)イ）

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア(ア) 当該不開示部分には、本件検証を始める段階において想定された論点等が記載されているのであるから、当該不開示部分は我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項そのものであって、大量破壊兵器の問題等のイラク情勢をめぐる当時の我が国の検討の視点や関心の対象等を推察することが可能となるものである。

(イ) また、加除修正の一部には、報告書の構成の主要な点を修正すべき旨や、あるテーマについて加筆すべき旨指摘するコメント、特定の論点に対して一定の判断を下すものも含まれており、検証報告書の最終版である本件文書1の記載と併せて分析することで、本件検証開始当初は論点として想定されていなかった事項等を把握することが可能となるなど、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等の内容が変遷する態様が明らかになる。

(ロ) 加えて、当該不開示部分には、案文を作成する段階で調査された一次資料の作成日付、標目及び記載されている情報内容の要旨のみならず、情報内容そのものの引用も含まれているところ（上記(1)イ）、かかる

引用はもちろんのこと、情報内容の要旨の記載についても、その詳細度は、本件文書1に記載されている本件検証を行うに当たって外務省が参考にした各種資料の内容と比しても格別のものがあり、当該不開示部分に記載された内容を参照すれば、情報収集先や収集した具体的な情報内容を把握することができることから、我が国政府の情報源・情報収集能力が明らかとなる。また、上記不開示部分には情報収集の行われた日時も記載されていることから、情報収集先や収集した内容と併せて、対イラク武力行使の問題に関する検討・意思決定のために作成された資料の内容及び作成時期をある程度把握することができ、対イラク武力行使の問題に係る検討・意思決定過程の概略が明らかとなる。

(エ) 以上のことからすれば、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となるほか、我が国の情報収集・分析能力等を推察することも可能となることから、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

イ また、当該不開示部分に係る情報には情報収集先の記載も含まれていることから（上記(1)イ）、公にした場合、安全保障に関する問題はもとより、我が国と何らかの問題で緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

ウ さらに、上記ア(ウ)で述べた、案文を作成する段階で調査された一次資料の標目のうち、関係国・機関の高官の名前や肩書を記したものについては、当該高官から特定の時期に情報提供がなされたことが判別されるものであり、公にすることにより、当該関係国・機関との信頼関係が損なわれ

るおそれ大きい。

(3) 情報公開法 5 条 5 号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、本件検証を開始するに当たって重視された論点及びそれに関する留意事項等であって、加除修正についてのコメントも付されたものであることに照らせば、開示された場合に生じる政府部内の率直な意見交換に対する萎縮効果は本件文書 1 に比しても一層大きく、公にすることにより、外務省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分は、本件検証を開始するに当たって重視された論点及びそれに関する留意事項等であるから、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、被告準備書面(2)第 3 (6 ないし 4 1 ページ) 及び被告準備書面(5)第 2 (7 ないし 6 4 ページ) において述べた、本件文書 1 の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。更に言えば、当該不開示部分は、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項そのものであって、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事態が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、関係国が当該情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあり、その支障を及ぼすおそれの程度は、本件文書 1 と比しても一層大きいといえる。

イ 加えて、上記(2)で述べたとおり、当該不開示部分には、案文を作成する段階で調査された一次資料の具体的情報、及び情報収集先の記載が含まれており、公にすることにより、我が国の情報収集能力及び情報収集源が明らかとなるから、前記 2 (4)で述べたのと同様、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

8 被告準備書面(4)第1の2(12)オ, (14)オ, (27)エ, (32)エの各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件検証作業を始めるに際して検討された、検証の持つインプリケーション、すなわち本件検証結果によっていかなる影響が生じ得るかについて記載されており、その中には我が国と特定の国との二国間関係への言及等が含まれている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分に係る情報は、本件検証結果によっていかなる影響が生じ得るかであるから、我が国が本件検証を開始する際に重要視した視点、論点、関心事項そのものといえるものであり、大量破壊兵器の問題等のイラク情勢をめぐる当時の我が国の検討の視点や関心の対象、及び特定の国・地域的情勢が我が国の政策決定に与えた影響を推察することが可能となる。

以上のことからすれば、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となる。特に、特定の国との二国間関係に言及した部分については、当該相手国が今後の我が国との交渉において我が国の今後の対応等を推察するために用いることが容易に想定されるのであり、取り分けこれらの国との交渉において不利益を被るおそれ大きい。したがって、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国安全を害するおそれがある。

イ さらに、当該不開示部分には、特定の国との二国間関係に関する影響に

ついて記載されているところ、当該国との信頼関係が損なわれるおそれ大きい。

(3) 情報公開法 5 条 5 号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報は、我が国が本件検証を開始する際に重要視した視点、論点、関心事項そのものといえるものであることから、開示された場合には、政府部内の率直な意見交換に対する萎縮効果が生じる。そのため、公にすることにより、外務省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分に係る情報は、我が国が本件検証を開始する際に重要視した視点、論点、関心事項そのものといえるものであることから、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、被告準備書面(2)第3(6ないし41ページ)及び被告準備書面(5)第2(7ないし64ページ)において述べた、本件文書1の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 更に言えば、当該不開示部分に係る情報は、我が国が本件検証を開始する際に重要視した視点、論点、関心事項そのものといえるものであって、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事態が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が当該情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあり、その支障を及ぼすおそれの程度は、本件文書1と比しても一層大きいといえる。しかも、上記(2)アで述べたとおり、特定の国との二国間関係に言及した部分については、当該相手国が今後の我が国との交渉において我が国の今後の対応等を推察するために用いることが容易に想定されるのであり、取り分けこれらの国との交渉において不利益を被るおそれが大きく、このことも、外交交渉事務の適正な遂行に支障が

生じることの根拠となる。

9 被告準備書面(4)第1の2(4)エ, (16)ウ①, (21)エ, (25)イ①, (30)イ①の
各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該各不開示部分には、以下の情報が記載されている。

- ア 本件検証を行うに当たって用いるべき資料について、いずれの部局からどの程度の分量の文書の提供がなされることが想定されているか。
- イ 聞き取り調査の方針及びその対象候補者の氏名、当時の肩書、在勤期間・年数、資料作成当時の所属、現職名、資格並びに専門語学。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

- ア 当該不開示部分に係る情報が公開されれば、本件検証に用いられると想定された情報がどの部局に保管されていたか（あるいは保管されていると想定されていたか）が明らかとなり、対イラク武力行使の問題に係る検討・意思決定過程に関わる各部局がどのような、あるいはどの程度の機能を果たしたのか、ひいては当該検討・意思決定過程の概略が明らかとなる。

また、当該不開示部分に係る情報には、対イラク武力行使支持に至る我が国の対応を検討していく上で考慮に入れた関係者に対するインタビューの対象候補者に関する情報が含まれており、当時の肩書等を参照すれば、本件検証において重視された我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項等を類推することが可能となる。

そのため、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となる。

- イ さらに、本件検証についてどの部局の資料が検討対象とされたかを明ら

かにすること自体、我が国が対イラク武力行使の問題やイラク情勢を含む中東情勢について、どのような視点や関心を有しているかを推察させることを可能とすることとなる（例えば、A国に関する情勢について、A国を担当する部局の資料のみならず、全く別のB国を担当する部局の資料をも検討していることが明らかとなれば、我が国がB国と関連づけてA国に関する情勢について関心をもって対応していることが推察され得る。）から、イラク及びその周辺国その他の関係国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

ウ よって、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報には、本件検証において候補に挙げたインタビューの対象候補者に関する情報が含まれている。

対イラク武力行使の発生時から10年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引き続き外交活動に従事している中で、非公開を前提に実施されたインタビューの対象者に関する情報を公にすれば、本件検証に関する情報を得ようとする者等からインタビューの対象者に対して不当な働きかけ（工作活動）が行われるおそれがある。さらに、今後、政府が何らかの検証等を行う場合において、非公開を前提に行われたものであっても、インタビュー対象者等の関係者が、いずれは、ある特定の問題についてインタビューを受けたとして自己の氏名、肩書等が公にされることをおそれ、その結果、関係者から忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、このような事態になれば、今後の政府部内での協議、検討、検証等における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 本件検証は、外務省内における当時の政策決定過程を検証し、もって教訓を学び、今後の政策立案・決定過程に役立てるものであり、累次述べてきたとおり、そもそも対外公表を前提に作成したものではない。したがって、その内容が後日に公開されることが予想される事態となれば、今後、同種資料を作成することが躊躇され、その結果として政府部内において情報の共有を図ることが困難となり、政府部内における協議、検討をする上で多大な支障が生ずることになる。

また、これらの情報が公にされることにより、我が国の関心事項や検討及び意思決定の過程が明らかになる点については、上記(2)において述べたとおりであり、将来的に類似の事案が発生した場合において、これらの情報を我が国の今後の対応を推察するための参考とするなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

イ さらに、当該不開示部分に係る情報には、インタビューの対象候補者に関する情報が含まれているから、そのような情報が後日に公開されることが予想される事態となれば、非公開を前提に行われたものであっても、外務省の担当者と会談等を行う関係者は、特定の問題につきインタビューを受けるに当たって、自己に関する情報が公開されることを常に念頭に置かざるを得ず、関係者等から機微な内容を含む事項を聴取することや、関係者等との間で外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換ができないこととなり、政府部内における協議、検討、検証等の事務を行う上で多大な支障が生ずることとなる。

10 被告準備書面(4)第1の2(8)、(9)、(10)、(13)、(19)、(22)、(24)、(25)

ア、(30)アの各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該各不開示部分には、以下の情報が含まれる。

- ア 検証の目的・検証対象及び報告書作成に際しての留意点
- イ 検証の方法, 体制
- ウ 検証の外交的影響
- エ 検証作業の期間 (被告準備書面(4)第1の2(25)ア, (30)アの各項目に係る不開示部分については, 節目となる工程につき, いかなる時期に行う予定であるかの記載も含む)

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

- ア 当該不開示部分に含まれる情報, 特に検証の目的・対象・留意点や外交的影響に係る情報は, 我が国が本件検証を行う上で重要視した視点, 論点, 関心事項そのものである。

また, 検証方法・期間 (節目となる工程がいかなる時期に行われる予定であるかも含む)・体制等の情報が公にされることとなれば, 本件文書1の作成に当たり我が国が行った検証のプロセスの概略が明らかとなるのであって, 我が国が安全保障及びそれに関連する問題についての意思決定を行うに当たり, 我が国が具体的にどのような手順を踏むのか, ある重要な工程がいかなる時期に行われるのかを推察することが可能となる。

そのため, 将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し, 我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合, 当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が, 我が国政府の政策検討・意思決定の手法, 政策検討上の関心事項, 更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となることから, 他国との交渉上不利益を被るおそれがある上, 我が国の安全が害されるおそれがある。

- イ さらに, 当該不開示部分には, 特定の国との二国間関係に関する影響について記載されており (上記(1)ウ), 当該部分については, 当該相手国が今後の我が国との交渉において我が国の今後の対応等を推察するために用いることが容易に想定されるのであり, 取り分けこれらの国との交渉に

において不利益を被るおそれ大きい。また、当該国との二国間関係に関する影響に係る情報を公にした場合、当該国との信頼関係が損なわれるおそれもある。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分における検証の目的・対象・留意点、外交的影響に係る情報は、我が国が本件検証を開始する際に重要視した視点、論点、関心事項そのものであることから、開示された場合には、政府部内の率直な意見交換に対する萎縮効果が生じる。そのため、公にすることにより、同省内の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分に含まれる情報、特に検証の目的・対象・留意点や外交的影響に係る情報は、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項そのものであり、また、検証方法・期間の情報が公にされることとなれば、本件文書1の作成に当たり我が国が行った検証のプロセスの概略が明らかとなるのであって、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事態が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、関係国が当該情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあるといえる。しかも、上記(2)イで述べたとおり、特定の国との二国間関係に言及した部分については、当該相手国が今後の我が国との交渉において我が国の今後の対応等を推察するために用いることが容易に想定されるのであり、取り分けこれらの国との交渉において不利益を被るおそれ大きく、このことも、外交交渉事務の適正な遂行に支障が生じることの根拠となる。

イ 本件検証に関する体制について、公にされることが想定されることとなれば、将来同種の作業が行われる際にも公開されることが想定され、外務省内の外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換が困難となり、今後

の政府部内における協議、検討、検証等の事務を行うに際し、多大な支障が生ずることとなる。

11 被告準備書面(4)第1の2(29)オの項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件検証を行うに際しての人員等の体制、期間、作業量（いずれの部局のいかなる量の文書が必要であるか）についての検討の状況が記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分に係る情報が公開されれば、本件検証に用いられると想定された情報がどの部局に保管されていたか（あるいは保管されていると想定されていたか）が明らかとなり、対イラク武力行使の問題に係る検討・意思決定過程に関わる各部局がどのような、あるいはどの程度の機能を果たしたのか、ひいては当該検討・意思決定過程の概略が明らかとなる。

また、検証体制・期間等の情報が公にされることとなれば、本件文書1の作成に当たり我が国が行った検証のプロセスの概略が明らかとなるのであって、我が国が安全保障及びそれに関連する問題についての意思決定を行うに当たり、我が国が具体的にどのような手順を踏むのかが推察されることとなる。

そのため、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となるほか、我が国の情報収集・分析能力等を推察することも可能となる。

イ さらに、本件検証についてどの部局の資料が検討対象とされたかを明らかにすること自体、我が国が対イラク武力行使の問題やイラク情勢を含む

中東情勢について、どのような視点や関心を有しているかを推察することを可能とすることとなるから、イラク及びその周辺国その他の関係国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

ウ よって、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

(3) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分には、外務省内のどの部局の、いかなる量の文書が必要であるかに係る情報が含まれるものであり、対イラク武力行使の問題に関する検討・意思決定のために活用された資料が、いかなる部局でどの程度作成されたものであるかをある程度把握することができるものである。それによって、上記(2)で述べたとおり、対イラク武力行使の問題に係る検討・意思決定過程に関わる各部局がどのような、あるいはどの程度の機能を果たしたのか、ひいては当該検討・意思決定過程の概略が明らかとなるため、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

イ また、本件検証に関する人員等の体制について、公にされることが想定されることとなれば、将来同種の作業が行われる際にも公開されることが想定され、外務省内の外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換が困難となり、今後の政府部内における協議、検討、検証等の事務を行うに際し、多大な支障が生ずることとなる。

12 被告準備書面(4)第1の2(6)の項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該各不開示部分には、本件検証を行うに当たって外務省が参考にした各種資料のうち、ある部局が有するものであり、本件検証に活用されるべき旨指摘された資料の標目のリスト及び収集すべき資料の内容を記載したリストが記載されている。

なお、当該リストには、情報収集時期、情報収集先、収集した情報内容に関して言及する標目もあり、その中には関係国の高官の名前・肩書を記したものが複数含まれている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 原告は、資料の「種類、性質、数を明らかにすることが直ちに政府の情報収集能力を明らかにすることにはならない」、「参考にした資料の数と標目だけで、検討・意思決定の過程の概略が明らかになるなど(ママ)いうことは通常あり得ない」と主張する(原告準備書面(2)第3の1(2)・9及び10ページ)。

しかしながら、上記(1)のとおり、不開示部分には情報収集時期及び資料の内容を示す標目が記載されていることから、情報収集先や収集した内容と併せて、対イラク武力行使の問題に関する検討・意思決定のために作成された資料の内容及び作成時期をある程度把握することができるのであって、対イラク武力行使の問題に係る検討・意思決定過程の概略が明らかとなる。

したがって、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となるほか、我が国の情報収集・分析能力等を推察することも可能となること

から、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

イ さらに、当該不開示部分に係る情報には、情報収集先の記載も含まれていることから、公にした場合、安全保障に関する問題はもとより、我が国と何らかの問題で緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

ウ 加えて、本件検証についてどの部局の資料が検討対象とされたかを明らかにすること自体、我が国が対イラク武力行使の問題やイラク情勢を含む中東情勢について、どのような視点や関心を有しているかを推察させることを可能とすることとなるから、イラク及びその周辺国その他の関係国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。よって、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

エ 標目のうち関係国・機関の高官の氏名を記したものについては、当該高官から特定の時期に情報提供がなされたことが判別されるものであり、公にすることにより、当該関係国・機関との信頼関係が損なわれるおそれがある。

(3) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

本件検証の目的は、外務省内における当時の政策決定過程を検証し、もって教訓を学び、今後の政策立案・決定過程に役立てることにあり、累次述べてきたとおり、そもそも対外公表を前提に作成したものではない。したがって、その内容が後日に公開されることが予想される事態となれば、今後、同種資料を作成することが躊躇され、その結果として政府部内において情報の共有を図ることが困難となり、政府部内における協議、検討をする上で多大な支障が生ずることになる。

さらに、これらの情報が公にされることにより、我が国の関心事項や情報収集能力、検討及び意思決定の過程が明らかになることについては、上記(2)で述べたとおりであり、将来的に類似の事案が発生した場合において、これらの情報を我が国の今後の対応を推察するための参考とするなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

13 被告準備書面第1の2(34)イ、(35)イの各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該各不開示部分には、本件検証を行うに当たって外務省が参考にした各種資料について、いずれの部局からどの程度の分量の文書の提供がなされたか、実際にどういった部局に存在するどれだけの文書が精査され、本件文書1の作成過程のある段階において用いられたかが記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分に係る情報を参照すれば、本件検証に用いられると想定された情報がどの部局に保管されていたか、実際にどの部局に保管されていた文書を用いて検証作業が行われたかが明らかとなり、対イラク武力行使の問題に関する検討・意思決定のために活用された資料が、いかなる部局でどの程度作成されたものであるかをある程度把握することができる。それによって、対イラク武力行使の問題に係る検討・意思決定過程に関わる各部局がどのような、あるいはどの程度の機能を果たしたのか、ひいては当該検討・意思決定過程の概略が明らかとなるため、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となるほか、我が国の情報収集・分析能力等を推察することも可能となる。

イ さらに、本件検証についてどの部局の資料が検討対象とされたかを明らかにすること自体、我が国が対イラク武力行使の問題やイラク情勢を含む中東情勢について、どのような視点や関心を有しているかを推察させることを可能とすることとなるから、イラク及びその周辺国その他の関係国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

ウ よって、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

(3) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 本件検証の目的は、外務省内における当時の政策決定過程を検証し、もって教訓を学び、今後の政策立案・決定過程に役立てることにあり、累次述べてきたとおり、そもそも対外公表を前提に作成したものではない。したがって、その内容が後日に公開されることが予想される事態となれば、今後、同種資料を作成することが躊躇され、その結果として政府部内において情報の共有を図ることが困難となり、政府部内における協議、検討をする上で多大な支障が生ずることになる。

イ さらに、これらの情報が公にされることにより、我が国の関心事項や検討及び意思決定の過程が明らかになる点については、上記(2)で述べたとおりであり、将来的に類似の事案が発生した場合において、これらの情報を我が国の今後の対応を推察するための参考とするなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

第4 本件文書6の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること

1 被告準備書面(3)第1の3(1)、(3)、(5)、(8)の各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件文書1作成に当たって行われたインタビューに

際しての基本的な質問事項、すなわち、特定の人物を対象としたものに限られない、全てのインタビュー対象者に対して質問することを想定した質問事項、及び、インタビューに関係する参考事項が記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分に係る情報は、対イラク武力行使支持に至る我が国の対応を検討していく上で考慮に入れた関係者に対するインタビューに関する基本的な質問事項、すなわち、特定の人物を対象としたものに限られない、全てのインタビュー対象者に質問することを想定した質問事項が、各テーマごとに分類されて記載されたものであるから、我が国がいかなる問題意識ないし関心をもって本件検証を行ったのかが端的に明らかになるものであって、公にすることにより、本件検証において重視された我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項等が明らかとなる。

イ また、ここに記載された基本的な質問事項は、本件文書1において示された検証結果を導くための前提となる発問であるから、これが公にされれば、本件文書1の具体的な内容を類推することが可能となる。

ウ そのため、当該不開示部分に係る情報が開示されると、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となることから、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

対イラク武力行使の発生時から10年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引き続き外交活動に従事している中で、非公開を前提に実施された全てのインタビュー

対象者に共通する基本的な質問事項に関する情報を公にすれば、今後、政府が何らかの検証等を行う場合において、インタビュー対象者等の関係者が、非公開を前提に行われたものであっても、いずれは当該インタビューにおいて聴取された内容に関する情報が公にされることをおそれ、その結果、関係者から忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、このような事態になれば、今後の政府部内での協議、検討、検証等における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報は、外務省の担当者らが外交政策を検討する中で、非公開を前提として実施されたインタビューの基本的な質問事項であることから、そのような情報が後日に公開されることが予想される事態となれば、非公開を前提に行われたものであっても、外務省の担当者が関係者と会談する際には、当該関係者は外務省の担当者が当該会談についてインタビューを受け、その聴取事項が公開され、ひいては当該会談の内容が推察され得る状況に置かれることを念頭に置かざるを得ず、関係者等から機微な内容を含む事項を聴取することや、関係者等との間で外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換ができないこととなり、政府部内における協議、検討、検証等の事務を行う上で多大な支障が生ずることとなる。

したがって、当該不開示部分に係る情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

2 被告準備書面(3)第1の3(2)、(4)、(6)、(7)の各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件文書1作成に当たって行われたインタビュー対象者の氏名、インタビュー当時の肩書、対イラク武力行使支持当時の肩書及

びインタビュー実施済みの者についてはその実施日が記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報は、本件検証におけるインタビューの対象者に関する情報であり、当時の肩書等を参照すれば、本件検証において重視された我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項や、対イラク武力行使支持に至る我が国の政策形成過程を類推することが可能となる。

そのため、当該不開示部分に係る情報が開示されると、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となることから、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

対イラク武力行使の発生時から10年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引き続き外交活動に従事している中で、非公開を前提に実施されたインタビューの対象者に関する情報を公にすれば、本件検証や対イラク武力行使の問題に関する情報を得ようとする者等からインタビューの対象者に対して不当な働きかけ（工作活動）が行われるおそれがある。

さらに、今後、政府が何らかの検証等を行う場合において、非公開を前提に行われたものであっても、インタビュー対象者等の関係者が、いずれは、ある特定の問題についてインタビューを受けたとして自己の氏名、肩書等が公にされることをおそれ、その結果、関係者から忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、このような事態になれば、今後の政府部内での

協議，検討，検証等における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって，当該不開示部分に係る情報を公開することにより，率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報は，外務省の担当者らが外交政策を検討する中で，非公開を前提として実施されたインタビューの対象者に関する情報であることから，そのような情報が後日に公開されることが予想される事態となれば，非公開を前提に行われたものであっても，外務省の担当者と会談等を行う関係者は，特定の問題につきインタビューを受けた場合，自己に関する情報が公開されることを常に念頭に置かざるを得ず，その結果，関係者等から機微な内容を含む事項を聴取することや，関係者等との間で外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換ができないこととなり，政府部内における協議，検討，検証等の事務を行う上で多大な支障が生ずることとなる。

したがって，当該不開示部分に係る情報を公にすると，我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 被告準備書面(3)第1の3(9)，(10)，(14)，(16)の各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には，本件文書1作成に当たって行われたインタビューに関する質問事項のうち，特定の人物に対して行うべき質問並びにその人物の氏名，インタビュー当時の肩書及び対イラク武力行使支持当時の肩書が記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分に係る情報は，対イラク武力行使支持に至る我が国の対応を検討していく上で考慮に入れた関係者に対するインタビューに関する質問事項のうち，特定の人物に対して行うべき質問が記載されているとこ

る、各インタビュー対象者に共通する質問事項とともに、対象者の対イラク武力行使支持当時の立場に即した個別の質問事項（他の対象者に対するものとは別の質問事項）も設けられている（被告準備書面(3)第1の3(16)の項目に係る不開示部分）上、各対象者ごとに特に聴取したい事項についてもそれぞれ記載されている。したがって、当該不開示部分に係る情報が公にされれば、インタビュー対象者に共通する質問事項から、我が国がいかなる問題意識ないし関心をもって本件検証を行ったのかの全体像が端的に明らかになるとともに、インタビュー対象者の立場に即した質問事項や特に聴取したいとされた事項から、我が国が特に関心を有する各論についても明らかになることから、公にすることにより、本件検証において重視された我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項等が明らかとなる。

また、前記1(2)でも述べたように、当該質問事項には、本件文書1において示された検証結果を導くための前提となる発問が含まれているから、本件報告書1の具体的な内容を類推することが可能となる。

イ そのため、当該不開示部分に係る情報が開示されると、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となることから、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

対イラク武力行使の発生時から10年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引き続き外交活動に従事している中で、非公開を前提に実施されたインタビューに関する

る質問事項のうち、特定の人物に対して行うべき質問並びにその人物の氏名、インタビュー当時の肩書及び対イラク武力行使支持当時の肩書を公にすれば、本件検証に関する情報、特に当該インタビュー対象者に行うべきとされた質問に関する情報や、対イラク武力行使の問題に関する情報を得ようとする者等からインタビューの対象者に対して不当な働きかけ（工作活動）が行われるおそれがある。

さらに、今後、非公開を前提に行われたものであっても、政府が何らかの検証等を行う場合において、インタビュー対象者等の関係者が、いずれは自己に関する情報が公にされることをおそれ、その結果、関係者から忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、このような事態になれば、今後の政府部内での協議、検討、検証等における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報は、外務省の担当者らが外交政策を検討する中で、非公開を前提に実施されたインタビューに関する質問事項のうち、特定の人物に対して行うべき質問並びにその人物の氏名、インタビュー当時の肩書及び対イラク武力行使支持当時の肩書等であることから、そのような情報が後日に公開されることが予想される事態となれば、非公開を前提に行われたものであっても、外務省の担当者与会談等を行う関係者は、自らの立場に即した質問事項から推察し得る自己の情報及び聴取事項が公開されることを常に念頭に置かざるを得ず、その結果、関係者等から機微な内容を含む事項を聴取することや、関係者等との間で外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換ができないこととなり、政府部内における協議、検討、検証等の事務を行う上で多大な支障が生ずることとなる。

したがって、当該不開示部分に係る情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

4 被告準備書面(3)第1の3(11)ないし(13)の各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、本件文書1作成に当たって外務省のある人物に対して行われたインタビューの記録（インタビュー実施者、対象者、肩書、実施日時を含む）及びその未定稿であって、当時の情報収集・情勢分析の状況（具体的な情報収集活動の対象及び手段や我が国の情報収集能力の限界に関する指摘を含む）や関係各国・機関とのやりとり、政府部内での議論の状況、意思決定プロセス（政策決定に重要な形で関わったとされるインタビュー対象者ではない特定個人の指摘を含む）等について具体的な言及がなされている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分に係る情報は、対イラク武力行使支持に至る我が国の対応を検討していく上で考慮に入れた外務省のある人物に対して行われたインタビューの記録及びその未定稿であって、対イラク武力行使支持当時に自らが体験した事実や見聞した情報等に基づき、当時のイラク情勢に関する情報分析、及びこれを踏まえて行った実際の外交努力、政府部内での議論の状況、関係国等からの情報収集の状況、関係国等とのやりとりの状況等について具体的な言及がなされているものであるから、公にすることにより、本件検証において重視された我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項や情報収集・分析能力とその限界等が明らかとなる上、対イラク武力行使の問題について、我が国政府がいかなる情勢認識の下で、いかなる人物がいかなる検討・外交努力を行ったか、いかなる情報収集・分析を行ったか、いかなる過程を経て意思決定に至ったかが具体的な形で明らかになるから、本件文書1の具体的な内容を類推することが可能となる。

そのため、当該不開示部分に係る情報が開示されると、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となるほか、我が国の情報収集・分析能力等を推察することも可能となる上、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国その他関係国との間での外交交渉において、関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

よって、公にすることにより、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

イ また、当該不開示部分に係る情報には、インタビュー対象者が言及した関係各国の複数の関係者に係る具体的な記述（会談等により関係者と接触した事実や会談した際のやりとりの状況や、具体的な情報収集活動の対象及び手段等）も含まれており、これを公にした場合、関係各国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

対イラク武力行使の発生時から10年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引き続き外交活動に従事している中で、非公開を前提に実施されたインタビューの記録を公にすれば、本件検証や対イラク武力行使の問題に関する情報を得ようとする者等からインタビューの対象者及びインタビューの中で指摘されている特定個人に対して不当な働きかけ（工作活動）が行われるおそれがある。

さらに、今後、政府が何らかの検証等を行う場合において、インタビュー対象者及びインタビューの中で指摘されている特定個人等の関係者が、いずれは自己に関する情報及びインタビューに答えた内容が公にされることをお

それ、その結果、関係者から忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、このような事態になれば、今後の政府部内での協議、検討、検証等における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報は、外務省のある人物に対して行われたインタビューの記録及びその未定稿であり、その中には政策決定に関わったとされるインタビュー対象者でない特定個人の指摘も含まれることから、そのような情報が後日に公開されることが予想される事態となれば、関係者等から機微な内容を含む事項を聴取することや、関係者等との間で外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換ができないこととなり、政府部内における協議、検討、検証等の事務を行う上で多大な支障が生ずることとなる。

したがって、当該不開示部分に係る情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

5 被告準備書面(3)第1の3(15)に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、本件文書1作成に当たって外務省のある人物に対して行われたインタビューの記録（インタビュー対象者、肩書を含む）の未定稿であり、関係各国の動向、政府部内での議論の状況及び意思決定がいかなる態様で行われたかについての具体的な描写及び意思決定に関わる特定個人の意図についてのインタビュー対象者による推察、対イラク武力行使支持の意思決定に当たって考慮した事項（報告書中の項目「国際社会の情勢」において示されている当時のイラク情勢をめぐる諸事情の中から、どの国・地域・側面に焦点を当てていたかに関するインタビュー対象者の見解を含む）につ

いて具体的な言及がなされている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分に係る情報は、対イラク武力行使支持に至る我が国の対応を検討していく上で考慮に入れた外務省のある人物に対して行われたインタビュー記録の未定稿であり、対イラク武力行使支持当時に自らが体験した事実や見聞した情報等に基づき、当時のイラク情勢に関する分析、政府部内での議論の状況、意思決定・意思決定プロセスの状況（意思決定がいかなる態様で行われたかについての具体的な描写）、関係各国の動向、対イラク武力行使支持の意思決定において考慮した事項について具体的な言及がされており、公にすることにより、本件検証において重視された我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項（意思決定に関わる特定個人の意図についての推察や、報告書中の項目「国際社会の情勢」において示されている当時のイラク情勢をめぐる諸事情の中から、どの国・地域・側面に焦点を当てていたかに関するインタビュー対象者の見解を含む）等が明らかとなる上、対イラク武力行使の問題について、我が国政府がいかなる情勢認識の下で、いかなる検討を行ったか、いかなる情報分析を行ったか、いかなる過程を経て意思決定に至ったかが具体的なかたちで明らかになるから、本件文書1の具体的な内容を類推することが可能となる。

そのため、当該不開示部分に係る情報が開示されると、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となるほか、我が国の情報収集・分析能力等を推察することも可能となる上、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺

国その他関係国との間での外交交渉において、関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

よって、公にすることにより、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

イ また、当該不開示部分に係る情報には、インタビュー対象者が言及した関係国の動向に係る記述も含まれており、かつ、当該記述には、関係国の要人を特定した上で言及されたものであるから、これを公にした場合、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

対イラク武力行使の発生時から10年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引き続き外交活動に従事している中で、非公開を前提に実施されたインタビューの記録を公にすれば、本件検証や対イラク武力行使の問題に関する情報を得ようとする者等からインタビューの対象者に対して不当な働きかけ（工作活動）が行われるおそれがある。

さらに、今後、政府が何らかの検証等を行う場合において、インタビュー対象者等の関係者が、いずれは自己に関する情報及びインタビューに答えた内容が公にされることをおそれ、その結果、関係者から忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、このような事態になれば、今後の政府内での協議、検討、検証等における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報は、外務省のある人物に対して行われたインタビューの記録及びその未定稿であることから、そのような情報が後日に公開

されることが予想される事態となれば、関係者等から機微な内容を含む事項を聴取することや、関係者等との間で外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換ができないこととなり、政府部内における協議、検討、検証等の事務を行う上で多大な支障が生ずることとなる。

したがって、当該不開示部分に係る情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

6 被告準備書面(3)第1の3(17)(18)の各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、本件文書1作成に当たって外務省のある人物に対して行われたインタビューの記録（インタビュー実施者、対象者、肩書、実施日時を含む）及びその未定稿であり、対イラク武力行使支持の判断に至った当時の情報収集・情報分析の状況と限界、関係各国とのやりとり、政府部内での議論の状況（報告書中の項目「国際社会の情勢」において示されている当時のイラク情勢をめぐる諸事情の中から、どの国・地域・側面に焦点を当てていたかに関するインタビュー対象者の見解を含む）、インタビューを受けた当時の情報収集活動の状況と限界等について具体的な言及がなされているほか、インタビューにおいて言及した情報収集の状況を公にした場合に生じる弊害についても言及されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 当該不開示部分に係る情報は、対イラク武力行使支持に至る我が国の対応を検討していく上で考慮に入れた外務省のある人物に対して行われたインタビュー記録及びその未定稿であり、対イラク武力行使支持時に自らが体験した事実や見聞した情報等に基づき、当時のイラク情勢に関する情報収集及び分析の状況、及びこれを踏まえて行った実際の外交努力、政府部内での議論の状況（報告書中の項目「国際社会の情勢」において示されている当時のイラク情勢をめぐる諸事情の中から、どの国・地域・側面に

焦点を当てていたかに関するインタビュー対象者の見解を含む)、関係各国等からの情報収集の状況と限界、関係国等とのやりとりの状況等について具体的な言及がされており、公にすることにより、本件検証において重視された我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項や我が国の情報収集・分析能力とその限界(インタビュー当時の能力・限界への言及も含む)等が明らかとなる上、対イラク武力行使の問題について、我が国政府がいかなる情勢認識の下で、いかなる検討・外交努力を行ったか、いかなる情報収集・分析を行ったか、いかなる過程を経て意思決定に至ったかが具体的なかたちで明らかになるから、本件文書1の具体的な内容を類推することが可能となる。

そのため、当該不開示部分に係る情報が開示されると、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となるほか、我が国の情報収集・分析能力及びその限界等を推察することも可能となる上、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国その他関係国との間での外交交渉において、関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

よって、公にすることにより、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

イ また、当該不開示部分には、インタビュー当時の我が国における情報収集活動についての具体的な言及も含まれていることから、公にした場合、安全保障に関する問題はもとより、我が国と何らかの問題で緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

ウ さらに、当該不開示部分に係る情報には、インタビュー対象者が言及した関係各国の関係者に係る具体的な記述（会談した際の発言の具体的内容等）も含まれており、これを公にした場合、関係各国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

対イラク武力行使の発生時から10年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引き続き外交活動に従事している中で、非公開を前提に実施されたインタビューの記録を公にすれば、本件検証や対イラク武力行使の問題に関する情報を得ようとする者等からインタビューの対象者に対して不当な働きかけ（工作活動）が行われるおそれがある。

さらに、今後、政府が何らかの検証等を行う場合において、インタビュー対象者等の関係者が、いずれは自己に関する情報及びインタビューに答えた内容が公にされることをおそれ、その結果、関係者から忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、このような事態になれば、今後の政府部内での協議、検討、検証等における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報は、外務省のある人物に対して行われたインタビューの記録及びその未定稿であることから、そのような情報が後日に公開されることが予想される事態となれば、関係者等から機微な内容を含む事項を聴取することや、関係者等との間で外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換ができないこととなり、政府部内における協議、検討、検証等の事務を行う上で多大な支障が生ずることとなる。

したがって、当該不開示部分に係る情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第5 結語

以上のとおり、本件文書2, 3, 5及び6の不開示部分に係る不開示決定は適法であり、本件文書2, 3, 5及び6に係る原告の請求には理由がない。

以 上